

三条市に関する令和3年度地方税制改正（案）について

第1 個人市民税

1 住宅借入金等特別税額控除の延長等

所得税において、控除期間を13年間とする住宅ローン控除の特例の延長等の措置が講じられることに伴い、個人市民税の住宅借入金等特別税額控除において、現行制度と同じ控除限度額（所得税の課税総所得金額等の7%（最高136,500円））の範囲内で個人市民税から控除する。

※ この措置による個人市民税の減収額は、地方特例交付金により全額国費で補填される。

第2 固定資産税・都市計画税

1 土地に係る負担調整措置

(1) 商業地等に係る据置特例、住宅用地特例や商業地等の課税標準額の特例及び農地の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間継続する。

また、据置年度において簡易な方法により価格の下落修正ができる特例措置を継続する。

(2) 新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずる。

2 固定資産税の特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、生産性革命の実現に向けた償却資産等に係る固定資産税の課税標準の特例措置を2年延長する。

※ 延長による固定資産税の減収額は、全額国費で補填される。

第3 軽自動車税

1 環境性能割の税率区分の見直し等

(1) 新たな2030年度燃費基準の下で税率区分を見直すとともに、クリーンディーゼル車を非課税の対象から除外した上で、2年間の激変緩和措置を講ずる。

(2) 環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減について、適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。

※ この措置による軽自動車税の減収額は、全額国費で補填される。

2 グリーン化特例（軽課）の見直し

グリーン化特例（軽課）について、環境性能割を補完する制度であることを踏まえ、対象となる車両の取得期間を2年間延長する。

第4 納税環境整備

1 地方税共通納税システムの対象税目の拡大

地方税共通納税システムの対象税目について、固定資産税、都市計画税及び軽自動車税種別割を追加し、エルタックスを通じた電子納付を可能とする。

2 個人市民税の特別徴収税額通知の電子化

個人市民税の特別徴収税額通知（納税義務者用）について、特別徴収義務者が求めた場合、エルタックス及び特別徴収義務者を經由して電子的に送付するものとする。

令和3年4月1日実施の組織機構の見直しについて

1 高等教育機関設置推進室の廃止

高等教育機関の設置等に関する事務が完了することから、「高等教育機関設置推進室」を廃止する。

2 その他

(1) 課の事務の追加

三条市立大学に係る業務の実績に関する評価の事務等が生じることから、「三条市立大学に関すること。」を行政課の事務に加える。

(2) 出先機関の設置等

ア 「大崎会館」及び「大崎会館分館」を設置する。(地域経営課)

イ 「地域いきいきセンター」を廃止する。(高齢介護課)

現行政組織機構	行政組織機構見直し案	備 考
<p>市 民 部</p> <ul style="list-style-type: none"> — 市民窓口課 <ul style="list-style-type: none"> — 市民総合窓口係 — 嵐南サービスコーナー — 火 葬 場 — 地域経営課 <ul style="list-style-type: none"> — コミュニティ推進係 — 地域振興係 * — 中心市街地活性化推進係 — しらさぎ荘 — まちなか交流広場 — 男女共同参画センター — コミュニティセンター — 生活改善センター — 生涯学習課 <ul style="list-style-type: none"> — 生涯学習推進係 * — 文化財係 — 島田会館 — 農村環境改善センター — 公 民 館 — 公民館分館 — 図 書 館 — 図書館分館 <ul style="list-style-type: none"> — 図書館分室 — リージョンセンター — 諸橋轍次記念館 — 歴史民俗産業資料館 — 丸井今井邸 — 下田郷資料館 — 環 境 課 * <ul style="list-style-type: none"> — 環境衛生係 * — 生活安全・交通係 — ごみ減量係 — 清掃センター — 汚泥再生処理センター — 完熟堆肥化センター — 緑のリサイクルセンター — 環境啓発施設 	<p>市 民 部</p> <ul style="list-style-type: none"> — 市民窓口課 <ul style="list-style-type: none"> — 市民総合窓口係 — 嵐南サービスコーナー — 火 葬 場 — 地域経営課 <ul style="list-style-type: none"> — コミュニティ推進係 — 地域振興係 * — 中心市街地活性化推進係 — しらさぎ荘 — まちなか交流広場 — 大崎会館 — 大崎会館分館 — 男女共同参画センター — コミュニティセンター — 生活改善センター — 生涯学習課 <ul style="list-style-type: none"> — 生涯学習推進係 * — 文化財係 — 島田会館 — 農村環境改善センター — 公 民 館 — 公民館分館 — 図 書 館 — 図書館分館 <ul style="list-style-type: none"> — 図書館分室 — リージョンセンター — 諸橋轍次記念館 — 歴史民俗産業資料館 — 丸井今井邸 — 下田郷資料館 — 環 境 課 * <ul style="list-style-type: none"> — 環境衛生係 * — 生活安全・交通係 — ごみ減量係 — 清掃センター — 汚泥再生処理センター — 完熟堆肥化センター — 緑のリサイクルセンター — 環境啓発施設 	<p>大崎会館及び大崎会館分館を設置</p>

現行政組織機構	行政組織機構見直し案	備 考
<p>福祉保健部</p> <ul style="list-style-type: none"> — 高齢介護課 * — 企画調整係 — 高齢福祉係 * — 介護認定係 — 介護保険係 — 地域包括ケア総合推進センター — 地域交流センター — 地域いきいきセンター — 老人福祉センター <p>福 祉 課</p> <ul style="list-style-type: none"> — 福祉・公営住宅係 * — 障がい支援係 — 生活支援係 — 総合福祉センター <p>健康づくり課</p> <ul style="list-style-type: none"> — 国 保 係 * — 健 診 係 — 保健指導係 — スポーツ振興室 — 食育推進室 — 保健センター — 市民プール — 体育文化会館 — 体 育 館 — ウェルネスしただ — グリーンスポーツセンター — 野 球 場 — 市 民 球 場 — 直江テニスコート 	<p>福祉保健部</p> <ul style="list-style-type: none"> — 高齢介護課 * — 企画調整係 — 高齢福祉係 * — 介護認定係 — 介護保険係 — 地域包括ケア総合推進センター — 地域交流センター — 老人福祉センター <p>福 祉 課</p> <ul style="list-style-type: none"> — 福祉・公営住宅係 * — 障がい支援係 — 生活支援係 — 総合福祉センター <p>健康づくり課</p> <ul style="list-style-type: none"> — 国 保 係 * — 健 診 係 — 保健指導係 — スポーツ振興室 — 食育推進室 — 保健センター — 市民プール — 体育文化会館 — 体 育 館 — ウェルネスしただ — グリーンスポーツセンター — 野 球 場 — 市 民 球 場 — 直江テニスコート 	<p>地域いきいきセンターを廃止</p>

現行政組織機構	行政組織機構見直し案	備 考
<p>経 済 部</p> <ul style="list-style-type: none"> — 営業戦略室 * — 情報収集・分析担当 — 営業戦略係 * — 観 光 係 — 八木ヶ鼻温泉保養交流施設 — 八木ヶ鼻オートキャンプ場 — 白鳥の郷公苑 — 吉ヶ平自然体感の郷 — 塩野淵多目的集会施設 — 下田地域交流拠点施設 — 保内地区交流拠点施設 — 緑の相談所 — 熱帯植物園温室 — 保内休息所(茶室) <p>商 工 課</p> <ul style="list-style-type: none"> — 商 工 係 — 三条鍛冶道場 — ものづくり拠点施設 — 金子新田会館 — 職業訓練施設 — 勤労青少年ホーム <p>農 林 課</p> <ul style="list-style-type: none"> — 農 政 係 * — 農林土木係 — 地産地消推進室 — 農産物加工施設 — 産業開発センター — 農業体験交流センター — 農業体験学習施設 	<p>経 済 部</p> <ul style="list-style-type: none"> — 営業戦略室 * — 情報収集・分析担当 — 営業戦略係 * — 観 光 係 — 八木ヶ鼻温泉保養交流施設 — 八木ヶ鼻オートキャンプ場 — 白鳥の郷公苑 — 吉ヶ平自然体感の郷 — 塩野淵多目的集会施設 — 下田地域交流拠点施設 — 保内地区交流拠点施設 — 緑の相談所 — 熱帯植物園温室 — 保内休息所(茶室) <p>商 工 課</p> <ul style="list-style-type: none"> — 商 工 係 — 三条鍛冶道場 — ものづくり拠点施設 — 金子新田会館 — 職業訓練施設 — 勤労青少年ホーム <p>農 林 課</p> <ul style="list-style-type: none"> — 農 政 係 * — 農林土木係 — 地産地消推進室 — 農産物加工施設 — 産業開発センター — 農業体験交流センター — 農業体験学習施設 	

現行行政組織機構	行政組織機構見直し案	備 考
<p>建設部</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設課* <ul style="list-style-type: none"> 建設管理係* 計画整備係 維持係 排水ポンプ場 かわまち交流拠点施設 建築課 <ul style="list-style-type: none"> 審査指導係* 建築係 上下水道課 <ul style="list-style-type: none"> 業務係* 下水道工務係 水道工務係 荒町ポンプ場 下水処理センター 浄化センター 浄水場 	<p>建設部</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設課* <ul style="list-style-type: none"> 建設管理係* 計画整備係 維持係 排水ポンプ場 かわまち交流拠点施設 建築課 <ul style="list-style-type: none"> 審査指導係* 建築係 上下水道課 <ul style="list-style-type: none"> 業務係* 下水道工務係 水道工務係 荒町ポンプ場 下水処理センター 浄化センター 浄水場 	

現行政組織機構	行政組織機構見直し案	備 考
<p>栄サービスセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> └ 総務グループ * └ 総合窓口グループ <p>下田サービスセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> └ 総務グループ * └ 総合窓口グループ 	<p>栄サービスセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> └ 総務グループ * └ 総合窓口グループ <p>下田サービスセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> └ 総務グループ * └ 総合窓口グループ 	
<p>会 計 課</p> <ul style="list-style-type: none"> └ 担 当 	<p>会 計 課</p> <ul style="list-style-type: none"> └ 担 当 	
<p>教育委員会事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> └ 教育総務課 * └ 庶務係 * └ 施設管理係 └ 学校給食共同調理場 └ 小 学 校 └ 中 学 校 └ 義務教育学校 └ 子育て支援課 └ 子育て支援係 * └ 幼児・児童係 └ 子どもの育ちサポートセンター └ 総合支援係 └ 発達応援室 └ 保 育 所 └ 児 童 館 └ 子育て拠点施設 └ 青少年育成センター └ 小中一貫教育推進課 └ 指 導 担 当 └ 学 事 係 * └ 教育センター └ 理科教育センター └ 視聴覚ライブラリー 	<p>教育委員会事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> └ 教育総務課 * └ 庶務係 * └ 施設管理係 └ 学校給食共同調理場 └ 小 学 校 └ 中 学 校 └ 義務教育学校 └ 子育て支援課 └ 子育て支援係 * └ 幼児・児童係 └ 子どもの育ちサポートセンター └ 総合支援係 └ 発達応援室 └ 保 育 所 └ 児 童 館 └ 子育て拠点施設 └ 青少年育成センター └ 小中一貫教育推進課 └ 指 導 担 当 └ 学 事 係 * └ 教育センター └ 理科教育センター └ 視聴覚ライブラリー 	

現行政組織機構	行政組織機構見直し案	備 考
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">選挙管理委員会事務局</div> <ul style="list-style-type: none"> └ 担 当 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">選挙管理委員会事務局</div> <ul style="list-style-type: none"> └ 担 当 	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">公平委員会</div> <ul style="list-style-type: none"> └ (監査委員事務局) 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">公平委員会</div> <ul style="list-style-type: none"> └ (監査委員事務局) 	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">監査委員事務局</div> <ul style="list-style-type: none"> └ 担 当 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">監査委員事務局</div> <ul style="list-style-type: none"> └ 担 当 	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">農業委員会事務局</div> <ul style="list-style-type: none"> └ 経営基盤係 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">農業委員会事務局</div> <ul style="list-style-type: none"> └ 経営基盤係 	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">固定資産評価審査委員会</div> <ul style="list-style-type: none"> └ (監査委員事務局) 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">固定資産評価審査委員会</div> <ul style="list-style-type: none"> └ (監査委員事務局) 	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">議会事務局</div> <ul style="list-style-type: none"> └ 議事調査係 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">議会事務局</div> <ul style="list-style-type: none"> └ 議事調査係 	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">消 防</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">消防本部</div> <ul style="list-style-type: none"> └ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">総務課</div> * └ 庶務係 * └ 通信第1係 └ 通信第2係 └ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">警防課</div> └ 警防係 * └ 予防・指導係 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px; margin-bottom: 5px;">消防署</div> <ul style="list-style-type: none"> └ 警防小隊 └ 救急小隊 └ 救助小隊 └ 分 署 └ 分 遣 所 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">消 防</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">消防本部</div> <ul style="list-style-type: none"> └ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">総務課</div> * └ 庶務係 * └ 通信第1係 └ 通信第2係 └ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">警防課</div> └ 警防係 * └ 予防・指導係 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px; margin-bottom: 5px;">消防署</div> <ul style="list-style-type: none"> └ 警防小隊 └ 救急小隊 └ 救助小隊 └ 分 署 └ 分 遣 所 	

改正前				改正後				比較		
事務部局	部	課等	係等	事務部局	部	課等	係等	部	課等	係等
総数	5	33	71	総数	5	32	71		-1	
市長部局	5	23	56	市長部局	5	22	56		-1	
総務部		8	16	総務部		7	16		-1	
市民部		4	9	市民部		4	9			
福祉保健部		3	12	福祉保健部		3	12			
経済部		3	7	経済部		3	7			
建設部		3	8	建設部		3	8			
サービスセンター		2	4	サービスセンター		2	4			
会計課		1	(担当)	会計課		1	(担当)			
行政委員会等		6	9	行政委員会等		6	9			
教育委員会		3	8	教育委員会		3	8			
選挙管理委員会		1	(担当)	選挙管理委員会		1	(担当)			
公平委員会				公平委員会						
監査委員		1	(担当)	監査委員		1	(担当)			
農業委員会		1	1	農業委員会		1	1			
固定資産評価審査委員会				固定資産評価審査委員会						
議会事務局		1	1	議会事務局		1	1			
消防		2	5	消防		2	5			

令和 2 年度 職員採用試験の実施状況について

(単位：人)

【前期試験】

職 種	一般事務職			一般事務職(情報)			一般事務職(福祉)			土木技術職			土木技術職			電気技術職			保健師職			保育士職A			保育士職B			合 計					
	大学卒業程度			大学卒業程度			大学卒業程度			大学卒業程度			企業、団体等職務経験者			大学卒業程度			資格免許職			資格免許職			資格免許職								
募集人数	7人程度			若干名			2人程度			7人程度			2人程度			若干名			若干名			5人程度			5人程度								
性 別	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
受験申込者	127	77	50	0	0	0	10	6	4	4	4	0	1	1	0	2	2	0	16	0	16	12	2	10	6	3	3	178	95	83			
第1次試験 (筆記試験)	受験者 ①	117	71	46	—	—	—	10	6	4	4	4	0	1	1	0	2	2	0	15	0	15	11	2	9	6	3	3	166	89	77		
	合格者	31	10	21	—	—	—	2	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	4	0	4	5	0	5	4	3	1	47	15	32		
第2次試験 (集団討論)	受験者	29	10	19	—	—	—	1	1	0	—	—	—	—	—	—	1	1	0	4	0	4	5	0	5	4	3	1	44	15	29		
	合格者	18	5	13	—	—	—	1	1	0	—	—	—	—	—	—	1	1	0	3	0	3	4	0	4	3	3	0	30	10	20		
第3次試験 (面接試験)	受験者	16	5	11	—	—	—	1	1	0	—	—	—	—	—	—	1	1	0	2	0	2	4	0	4	3	3	0	27	10	17		
	合格者	8	1	7	—	—	—	0	0	0	—	—	—	—	—	—	1	1	0	1	0	1	4	0	4	2	2	0	16	4	12		
採用内定者 ②	8	1	7	—	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	1	4	0	4	2	2	0	16	4	12			
最終倍率 ①/②	14.6			—	—	—	0			0			0			2.0			15.0			2.8			3.0								

【後期試験】

職 種	一般事務職			一般事務職(情報)			一般事務職			一般事務職			土木技術職			土木技術職			保育士職A			保育士職B			消防職			合 計					
	大学卒業程度			大学卒業程度			高校卒業程度			企業、団体等職務経験者			大学卒業程度			企業、団体等職務経験者			資格免許職			資格免許職			高校卒業程度								
募集人数	若干名			若干名			若干名			3人程度			若干名			若干名			5人程度			若干名			3人程度								
性 別	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
受験申込者	49	31	18	0	0	0	29	14	15	21	15	6	3	2	1	1	1	0	7	1	6	4	0	4	27	27	0	141	91	50			
第1次試験 (筆記試験)	受験者 ①	34	21	13	—	—	—	26	12	14	20	15	5	1	1	0	1	1	0	7	1	6	4	0	4	20	20	0	113	71	42		
	合格者	9	3	6	—	—	—	7	2	5	4	4	0	0	0	0	1	1	0	3	0	3	4	0	4	7	7	0	35	17	18		
第2次試験 (集団討論)	受験者	6	2	4	—	—	—	7	2	5	4	4	0	—	—	—	1	1	0	3	0	3	4	0	4	7	7	0	32	16	16		
	合格者	3	1	2	—	—	—	4	0	4	1	1	0	—	—	—	1	1	0	3	0	3	3	0	3	6	6	0	21	9	12		
第3次試験 (面接試験)	受験者	3	1	2	—	—	—	4	0	4	1	1	0	—	—	—	1	1	0	2	0	2	3	0	3	5	5	0	19	8	11		
	合格者	1	0	1	—	—	—	1	0	1	0	0	0	—	—	—	1	1	0	1	0	1	3	0	3	4	4	0	11	5	6		
採用内定者 ②	1	0	1	—	—	—	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	1	3	0	3	4	4	0	11	5	6			
最終倍率 ①/②	34.0			—	—	—	26.0			0			0			1.0			7.0			1.3			5.0								

【追加試験】

職 種	一般事務職(情報)			一般事務職(福祉)			土木技術職			合 計			
	大学卒業程度			大学卒業程度			企業、団体等職務経験者						
募集人数	若干名			2人程度			2人程度						
性 別	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
受験申込者	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	
第1次試験 (筆記試験)	受験者 ①	—	—	—	1	1	0	—	—	—	1	1	0
	合格者	—	—	—	1	1	0	—	—	—	1	1	0
第2次試験 (面接試験)	受験者	—	—	—	1	1	0	—	—	—	1	1	0
	合格者	—	—	—	1	1	0	—	—	—	1	1	0
採用内定者 ②	—	—	—	1	1	0	—	—	—	1	1	0	
最終倍率 ①/②	—			1.0			—						

令和3年度職員採用試験の実施について

1 採用予定人数及び受験資格

活字印刷の出題及び口頭による面接試験に対応できる人で、次の受験資格を必要とする。

職種	区分		試験 日程	採用予定 人数	受験資格
一般 事務 職	大学卒業 程度	事務	前期 後期	9人 程度	昭和61年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人
		情報	前期	1人 程度	昭和51年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人で、情報処理の促進に関する法律第29条に定める情報処理技術者試験のうち応用的又は高度な知識・技能に区分される試験に合格している人
		福祉	前期	3人 程度	昭和61年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人で、社会福祉士又は社会福祉主事の任用資格を取得している人又は令和4年3月31日までに取得する見込みの人
		学芸員	前期	2人 程度	昭和51年4月2日以降に生まれた人で、学芸員の資格を有し、学校教育法による大学又は大学院において日本史学(近世)又は民俗学を専攻し、修士以上の学位を有する人
		土木	前期 後期	5人 程度	平成4年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人
		電気	前期	1人 程度	昭和61年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人
		保健師	前期	3人 程度	昭和61年4月2日以降に生まれた人で、保健師の免許を取得している人又は令和4年3月31日までに取得する見込みの人
	高校卒業 程度	事務	後期	1人 程度	昭和61年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人。ただし、学校教育法による大学(短期大学を除く。)又は大学院を卒業(修了)した人及び令和4年3月31日までに卒業(修了)する見込みの人を除く。
	企業、団 体等職務 経験者	土木	前期 後期	3人 程度	昭和51年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた人で、土木技術を要する計画、設計、施工監理等の職務経験を5年以上有する人
	有資格者			2人 程度	昭和51年4月2日以降に生まれた人で、一級の土木施工管理技術検定に合格している人
保育 士職	資格 免許職		前期 後期	6人 程度	平成8年4月2日以降に生まれた人で、保育士の資格を取得している人又は令和4年3月31日までに取得する見込みの人(児童福祉法第18条の18に基づく保育士登録済み又は登録見込みの人)
				4人 程度	昭和61年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人で、保育士の資格を取得している人(児童福祉法第18条の18に基づく保育士登録済み又は登録見込みの人)

消防職	高校卒業程度	後期	2人程度	平成8年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人で、次の全ての要件を満たす人 ・矯正視力を含み、両眼で0.7以上かつ一眼でそれぞれ0.3以上、赤、青、黄色の色彩が識別できること。 ・その他、身体に職務遂行上支障がないこと。 ・採用後、三条市内に居住可能であること。
-----	--------	----	------	--

- ※ 上記の試験日程において、既に受験した職種・区分は、受験することができない。
- ※ 前期の一般事務職（大学卒業程度（事務））を受験した場合は、後期の一般事務職（高校卒業程度）を受験することができない。
- ※ 採用予定人数は、変更になる場合がある。
- ※ 上記試験の実施状況により、必要に応じて追加試験を行うことがある。
- ※ 一般事務職（企業、団体等職務経験者（土木））の「職務経験」とは、週30時間以上の勤務の会社員、自営業者、団体職員、公務員等の勤務経験とする。
- ※ 一般事務職（企業、団体等職務経験者（土木））の「5年以上」とは、企業、団体等に在職していた期間で、一の企業、団体等に1年以上継続して就業していた期間をもって算出するものとする。また、同時期に複数の企業、団体等に勤務していた場合は、いずれか一方の勤務期間のみを職歴として算入する。この場合において、育児休業期間及び休職期間は、勤務期間に含めないものとする。

2 申込期間等

日程	申込期間	広報さんじょう
前期試験	4月1日(木)～5月6日(木)	4月1日号 掲載
後期試験	7月20日(火)～8月20日(金)	8月1日号 掲載

- ※ 申込方法は原則、市のホームページから「電子申請」で行う。
- ※ 受験案内は、三条庁舎、栄庁舎及び下田庁舎で配布する。

3 採用候補者名簿への登載等

- (1) 最終合格者は高得点順に採用候補者名簿に登載され、欠員状況に応じて採用を決定する。（採用候補者名簿の有効期間は名簿確定後1年間）
- (2) 一般事務職（企業、団体等職務経験者（土木））及び一般事務職（有資格者（土木））の名簿登載者にあつては、本人が希望する場合は令和3年度中での採用を決定する。
- (3) 一般事務職（大学卒業程度（学芸員））は、令和3年10月1日採用とする。